

随筆



頂上を征服 できなくなった山男

琉球大学医学部第二内科教授
高須 信行

1960年（昭和35年）7月に北アルプス槍ヶ岳に登った。初めての登山である。高校2年生のことであった。松本から釜トンネルを抜け、上高地に入った。ガイドは穂刈さん。歩き方、リュックの背負い方などの説明がある。歩きはじめた。梓川沿いに徳沢、横尾と比較的平坦な道を歩いた。徳沢にはいると右に常念岳、蝶ヶ岳、左に穂高連峰、涸沢岳、明神岳。横尾から屏風岩を左に槍沢に入る。槍ヶ岳を正面に登る。ヒュッテ大槍で一泊。翌日は槍ヶ岳征服。槍ヶ岳の頂上は畳6畳ほどのひろさである。頂上直前は恐怖の岩場。西に転がれば飛騨高山、東に転がれば信州安曇野へと滑落。足が振るえた。恐怖を乗り越え頂上に立つ。頂上はすばらしかった。あれが常念岳、蝶ヶ岳、穂高連峰、涸沢岳、明神岳、そして南に乗鞍岳、北に白馬岳。駒ヶ岳を中心に中央アルプスの山々。北岳を中心に南アルプスの山々。

山に登るようになった。大学2年の夏は一月を北アルプスで過ごした。山々は美しい。しかし、その後に知ったことは大自然の怖さだった。大晦日、吹雪の富士山山頂。何も見えない。遭難寸前。春山での白馬岳の雪崩。雪の崩れる音。地面が鳴り響く。嵐。雨と風。雨と強風に向かって、80kgの荷物を背負って一步一步足をすすめる。足が滑れば滑落。そして崖は

突然崩れる。「山との闘い」…そんなものはない。自然は一方的に強い。「人間との闘い」など望んでいない。

フランスのモンブランの麓にシャモニーという美しい山の町がある。1977年の夏、親子3人でシャモニーを訪れた。その日はガイド祭であった。ホテルを見つけることができなかった。学校の講堂で親子3人毛布に包まって眠ることになってしまった。しかし、翌日 Aiguille du Midi からみたアルプスの山々は限りなく美しかった。シャモニーの町に下りてくると、モンブランで遭難した人々の墓があった。粗末な墓である。「山に挑み、山に敗れる」という碑銘があった。親が考えた碑銘であろう。これは親のわが子に対する愛情の表現であろう。碑銘には「山に挑み、山に敗れる」とある。「山との闘い」…そんなものはない。自然は一方的に強く、「人間との闘い」など望んでいない。

結婚し、子供ができると、頂上をめざす登山はできなくなった。自然は怖い。私のできることは「山の裾野を歩きまわる」こと、「低山の尾根を歩き、槍ヶ岳、穂高、などのアルプスの山々を遠くから眺める」こと、それくらいのものである。

沖縄には山はないという。「山が海の中に突き出ている。そこに人が住んでいる」と私には思える。沖縄の山に入るとすぐジャングルだ。深い山の中に入った気持ちになる。気持ちのよい時間を過ごすことができる。簡単に深山の気持ちを味わうことができる。「山と闘う」などとは思わない。沖縄の自然が私を受け入れてくれることを望む。

随筆



ダーウインを疑え、 コッホを疑え（後編）

いなふくクリニック
稲福 薫

それでは、この「なぜ、なぜ？」を問い詰めてみよう。なぜ、人はこの世に生まれ出たのか。この地球に生命が生まれたのは、今までの科学の説によると、ただの偶然の化学反応によって出てきたのだという。それでは、なぜ、その偶然が起こったのか。偶然というが、なぜ、私に偶然に宝くじがあたって、みんなにはあたらなかったのかを問題にしているのである。なぜ、10億分の1の確立が私にあたったのか。宇宙物理学でもこれを問題にしている。この地球ができたのは偶然と言われるが、宇宙開闢の歴史の中では偶然の確立では起こり得ないとされている。現代宇宙物理学の最先端にいる学者達の一部は、そこには何らかの意思が存在するのではないか、と思い始めている。そうでなければ説明がつかない、という。イギリスのノーベル賞物理学者のジョセフソンはこう言っている。「私は若い頃に科学的研究を始めたころには世界を物の集合体として考えていた。しかし、研究や自然の神秘についての体験が深まっていった結果、宇宙というのは物より思考に近いということがわかった」

わたしも同感である。この世界には意志が敷衍している。意志は宇宙の開闢とともにあり続けてきた。いや、宇宙そのものが意志である。聖書にも一等最初に書かれている。「初めに言葉ありき」と（断っておくが、わたしは宗教を信じているものではない）。言葉は意志から発せられる。すべての物には意志が内蓄されている。空気にも、土地にも、石にも、植物にも、地球にも、星にも、すべて意志が内蓄されている。その意志が凝集する。それが生命の始まりではないか。何故凝集するのかはわからない

が、宇宙物理学達者も宇宙の開闢の一等はじめには真平らの真空に「揺らぎ」が起こったとしている。ちょうど、しんと静まり返った空気の中でそよと、そよ風が起るように。そよ風、すなわち意志の凝集が「生きようという意志」である。その「生きようという意志」によって分子同士がつながり遺伝子を作り、たんぱく質を作り、それから生命ができたのではないか。すなわち、生命誕生を究極にさかのぼっていくと、そこには「生きようという意志」があるのではないか。

「なぜ、それがあなたにわかるのか」だって？ 証拠立てることはできないが、少なくとも人間はそれを感じることはできる。愛は化学実験によって証明することはできないが、少なくともそれがあることは知っているのと同じである。なぜなら、われわれ一人一人の生命の中に宇宙の原初的意志が内蓄されているから。最近の宇宙物理学では宇宙観測によって宇宙開闢のビッグバンの音すなわち「ドッカーン」という音の余韻が134億光年後の今も宇宙全体に鳴り響いており、それを観測することができるという。その音を逆算すると宇宙開闢の 때가134億光年前と計算できるという。すなわち、今の瞬間にも私たちの頭の上に「ドッカーン」という宇宙開闢の音が降り注いでいるのである。それと同じように人間個人の心に生命始原の心が内在しているのである。古来から覚者たちは「宇宙を知りたいのなら、自分自身を知りなさい」と言っている。

現代医学は生命の究極はDNAで終わりとするだろうが、さらにその奥には「生きようという意志」が存在するというのである。「生きようという意志」が消失すると、すべてはもとの平坦な地平に戻る。真空である。それはエネルギーの平坦状態。自殺はその一つである。あるいは無理矢理に真空の地平に戻されることもある。病気による死がその一つである。「生きようという意思」が物質を集め、生命の形を作り、「生きようという意思」が消えたときに、細菌によってばらばらにされ、もとの地平に戻

される。細菌は生きる意志の失せたものから順に地平に返す作業をしているわけである。だから、決して細菌そのものが悪ではないのかもしれない。

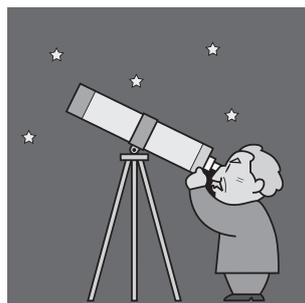
ところで、「生きようという意志」があるのに、死の病にかかることがある。なぜだろう。それはストレスによるものではないか。風邪を引いて長引き肺炎になったすべての人には体に強いストレスがある。あるいは癌になる人間もすべて身中に強いストレスがある。先にあげた膠原病や糖尿病についても根底にストレスが関わっていることが指摘されている。ストレスとは「生きようという意志」の反対側にあるものではないか。というのも、「生きる」ことの本質は「私」という存在が心も体もまわりのすべてのものと調和的に繋がることである。すなわち、空気、土地、植物、動物、食べ物、家族、職場、社会、地球、太陽、宇宙、など私を取り巻くすべてのものに内在する意志と私の意志が合一になって初めて生命の調和状態になる。それを例えば「和」と表現しよう。「和」こそが「生きる」ことの真相ではないか。「和」がストレスのない状態であり、人間の健康の究極な状態である。そして、人間以外のすべての動植物はその「和」の状態にある。人が動植物に癒されるのはそのためではないか。

ところで、その「和」を破壊するのが、「私という自我」ではないか。「私という自我」が出現した瞬間に「和」が消え、ストレスが発生する。そして人間だけがその「我」を追及して

いる。さらに、この現代社会のほとんどすべての人間が自我を追いかけ回している。すなわち我欲の追求である。それが積み重なってできたのがこの現代社会であり、そのため社会全体が「和」を失っている。現代世界を危機に貶めている原因はここにあるのではないか。そんな我欲にはまった心の状態を昔の人たちは悪あるいは悪霊と称した。すなわち悪霊とはどこかよそにあるものではなく、われわれ一人一人の心の底に潜んでいるのではないか。

人類には知恵の蓄積があった。それは何千年も何万年もの長い間受け継いできたものである。古来、どこの社会でも、人間あるいは社会を破滅させる心の中の悪を退治する知恵を培ってきた。それは先住民の文化の中に明らかである。この時代が混迷しているのは、そんな人類の最も大切な宝物を、核心に至る前でしり込みして逃げているだけの「科学」で非科学的として切り捨ててきたせいではないか。あとは我欲だけがこの世を支配することになった。

よく、「あなたの言っていることは科学的ではない」という人がいるが、科学的に追求していない人間に限ってそんなことを言う。真の科学者は、最後までなぜ？なぜ？と追求するだろう。そして科学を、出世のためではなく、名声のためでもなく、お金のためでもなく、すなわち我欲のためでなく、単純に心の底から湧き出てくるなぜ？なぜ？で問い詰めていくだろう。そんな学問こそが現代の窮状を打破し、この混迷の時代に光をもたらしてくれるのではないか。



随筆



久米島自転車ツーリングの旅
 ～村田先生！ハクチョウの浮き輪を持って遊びに行きます～（前編）

曙クリニック
 玉井 修

膨らむ期待

3月まで沖縄県医師会の理事をされていた村田謙二先生がこの4月から公立久米島病院の院長として赴任されました。沖縄県医師会報のインタビューコーナーに掲載する取材を兼ねながら、これを機会に久米島に遊びに行こうと思ひ立ちました。久米島行きのフェリーは自宅からほど近い泊港から出ているし、自転車で久米島に渡ればさぞかし爽快な自転車ツーリングが可能であろうと思ひ5月の連休に合わせて久米島に渡る事にしました。5月3日、4日のフェリー往復券は泊港埠頭のとまりんで約6,000円、自転車の運賃は往復2,100円と非常に手頃。出航の1ヶ月前から購入できるとの事で、早速購入して久米島ツーリングの準備は着々と整っていきました。しかし、ゴールデンウィークという事もあり宿泊できる旅館ホテルはどこも満員で全く予約が取れず、最悪の場合は公立久米島病院の当直室に泊めて貰うしかないと思ひを決めていました。5月に入ってキャンセルが出る可能性があると思ひ聞いていたので、祈るような気持ちで直前に電話をかけまくと、民宿黒潮に



久米島の地図

キャンセルが出たとの事ですぐに素泊まりで3,000円の部屋を予約しました。往復フェリーの予約が取れ、民宿の手配も済んだので私は喜び勇んで村田先生に電話をしました。「村田先生、ゴールデンウィークにハクチョウの浮き輪を持って遊びに行きます！」

出航の日

5月3日出航の朝を迎えました。完璧な晴天です。泊港は渡嘉敷、渡名喜、栗国、久米島など東シナ海に浮かぶ離島へ向かう観光客で凄まじい混雑でした。出航は午前8時半で、午前8時にはフェリー久米島の近くまで自転車をはこび、早速自転車の往復運賃2,100円を支払って乗船しました。定刻通りに埠頭を離れたフェリー久米島は穏やかな海に気持ちよさそうに航行します。2時間ほどして渡名喜島を一旦経由し、合計4時間の船旅はほとんど揺れを感じる事もなく快適でした。私は毎週土曜日の9:50AMからROK（ラジオ沖縄）の那覇市医師会医療ホットラインという10分番組に出演していますので、久米島フェリーのデッキに腰掛けてラジオ番組をポケットラジオで聴きました。青い空、青い海、そしてポケットラジオから聴こえてくるアルコール依存症の番組、ああ無性にビールが飲みたくなってきました。

お昼の12時半に久米島の兼城港に入港し、自転車を受け取ると早速公立久米島病院に向かいました。きつい丘を必死に登っていくと、青空と緑に囲まれた久米島病院が見えてきました。公立久米島病院は非常にモダンで、きれいな病院で、あまりに大きな建物で表玄関を探しきれなかった私は救急外来の入り口から入りました。事前にお電話してあったので、直ぐに村田先生と再会を果たしました。久米島病院の院長に就任された村田先生は、以前と全く変わらない笑顔で私を迎えて頂き、簡単に久米島病院を案内して頂きました。久米島病院には若手を中心に7名の医師が赴任し、近代的で快適な設備の病院で勤務されています。私が訪れたちょうどその日に急患搬送のためU-PIT（Urasoe-Patient Immediate Transport System・浦



久米島病院での救急外来の様子、奥でじっと見つめる村田先生



ヘリポートから眺める久米島病院と村田院長

添総合病院が運用しているヘリコプターによる急患搬送システム)による急患搬送が行われ、連休中に訪れた私は久米島病院の担う地域医療の重要性を目の当たりにした次第です。久米島病院はゴールデンウィーク中にも40床の病棟と救急外来が忙しく稼働していました。自転車

ツーリング姿というあまりに不謹慎な格好でしたが、久米島病院のあちらこちらを見せて頂いた私は近代的で洗練された施設と、そこに働く7人の医師の真摯な姿に離島医療のあるべき姿を見たような気がします。個人の犠牲と、ボランティア精神だけに依存する医療はその持続性を失い、いつの日か疲弊する日がやってきます。複数の医師が常に連携を取り合って、しかもそこには医療事務やナースを初めとした多くの人材がしっかりと根ざす環境を構築する必要性を痛感しました。村田先生の院長用の宿舎に少し寄らせて頂いて、久米島病院新院長のインタビューをとって、夕食をご一緒するお約束をして一旦私は久米島病院をあとにしました。時刻は午後3時、快晴の灼熱地獄の中、自転車で久米島を西から東に横断するコースを走ることにしました。(後編へ続く)



久米島の道を走る私；セルフタイマーで撮影

原稿募集！

随筆のコーナー (2,500字以内)

随時、募集いたします。日常診療のエピソード、青春の思い出、一枚の写真、趣味などのほか、紀行文、特技、書評など、お気軽に御寄稿下さい。



**鎌倉・東慶寺を訪ねて
～釈宗演と菩提樹～**

長嶺胃腸科内科外科医院
長嶺 信夫

駆け込み寺・東慶寺

北鎌倉駅は小さな駅であった。プラットホームの端に駅員が立ち切符を受け取っている。片田舎の駅によくみかけるもので、駅構内と外部との仕切りもさだかでない。線路にそって歩を進めると左手に大きな寺がみえた。鎌倉の円覚寺である。東慶寺は線路をへだてた松ヶ岡という小高い岡の上にあった。

「駆け込み寺」としても有名な東慶寺は一見めだたない寺である。高い石段を登り小さなやぶきの山門をくぐる。山手にむかって真っ直ぐのびた通路があり、遅咲きの梅がなごりを惜しむかのように咲いていた。右手の寺院受付で参詣料をはらい、訪問の趣旨をのべるとやがて中年の婦人がみえた。事前に電話で対応してくれた婦人のようである。右手の閑静な建物に案内された。東慶寺書院と庫裏のようである。庫裏と思われる建物は岡という立地のせいか、えらく高い縁側で縁取られ、その縁側の上にその樹があった。

ひなたぼっこしていた「聖なる菩提樹」

「これがその菩提樹です」

指し示す縁側の上に1メートル50センチほどに育った菩提樹がみえた。見ると鉢は滑車つきの台の上に載せている。まだ朝夕冷えるので、夜間は屋内に入れ、天気の良い日はこのように日のあたる南向きの縁側に出しているのだろう。日々これを繰り返しているのである。

「もう大丈夫ではないですか!」

「いや、まだ霜の心配があるので、夜は室内に入れてあります。以前京都から入手した菩提樹を枯らしたことがありますから」という。訪問したのは3月15日でかなり暖かくなっているものの万一を考え、大事をとっているという。



写真2. スリランカ政府から贈呈された「聖なる菩提樹」
(2008年3月15日撮影)



写真1. 鎌倉・東慶寺の境内 遅咲きの梅花が咲いていた
(2008年3月15日撮影)

釈宗演と菩提樹

予想したとおり菩提樹は大切に育てられていた。それだけの取り扱いがなされてあたりまえであった。松が岡の苔むした岩陰のもと、釈宗演師(写真3、1859～1919)もその扱いに満足していることだろう。

今回の随筆の主人公の一人である釈宗演師は円覚寺管長代理の要職についたものの、思うことがあって慶応義塾の門をたたいている。しかし、塾内にはびこるキリスト教の影響やあまり



写真3. 釈宗演師



写真4. アナーガリカ・ダルマパーラ居士

にも早い近代化の流れに自信を喪失していた。その宗演を励まし、スリランカでの仏教研鑽を勧めたのは塾長の福沢諭吉であった。山岡鉄舟もその資金として当時としては大金の50円を援助している。

宗演は1887年、27歳の時、スリランカに渡り、3年間スリランカの南部ゴール近郊の寺で苦学し、上座部仏教を学んでいる。その時、インドでの仏教復興者であり、インド大菩提協会の創設者であるアナーガリカ・ダルマパーラ〈Anagarika Dharmapala 1864～1933 写真4〉と知り合っている。帰国後は32歳の若さで円覚寺派の管長に就任し、翌年（1893年）にはシカゴで開かれた万国宗教会議に日本の仏教代表者の一人として参加、禅を海外に紹介した。また、宗演は請われて建長寺派管長も兼任、管長辞任後は臨済宗大学（現花園大学）学長などを歴任し、晩年を東慶寺で過ごした。宗演は夏目漱石の葬儀の際、導師をつとめたことでも知られている。

熱血漢～ダルマパーラ

もう一人の主人公であるアナーガリカ・ダルマパーラはスリランカの良家の生まれである。当時のスリランカはイギリスの植民地で、仏教の活動は制限され、キリスト教への改宗を強制

されていた。生まれた子供は洗礼を受けなければ登録されず、結婚も同様だったという。誇り高いシンハラ人として人一倍民族意識が旺盛だったダルマパーラは当時世界で唯一西洋と対等な地歩を築いていた東洋の仏教国・日本に心酔していた。そして、ブッダの教説こそが、殖民地と化していたアジアを西欧から解放する精神的原動力になると信じていた。

ダルマパーラは1889年にはじめて日本を訪れている。その2年後の1891年1月に、釈興然と徳沢智恵蔵という二人の日本人とともにブッダガヤを訪れている。仏陀成道の地で彼は感涙にむせびながらも、あまりにも荒廃した聖地の現状を嘆き、仏教復興に全生涯をかけることを誓っている。そして同年インド大菩提協会を自ら設立している。また前後4回も日本を訪れ、仏教国・日本をインドとともに第二の祖国と考えるほどであった。また、政治、経済を含め、インドと日本の交流の窓口になっている日印協会の設立に多大な貢献をしている。筆者の手元にある日印協会会報の第一号（複製版）の会員名簿のなかにダルマパーラは大隈重信らと名を連ねている。現在の日印協会会長は森喜朗元首相であるが、歴代の会長も錚々たる方々で、2002年に創立100周年を迎えている。

ダルマパーラはブッダがはじめて法を説いた

初転法輪の地であるインド・サールナート（鹿野苑）にムラガンダクティ寺院（初転法輪寺）を建設（1931年落成）するために心血をそそいだ。また多くの反対をおして寺院の壁画制作を日本に依頼している。壁画は日本人画家・野生司香雪によって描かれてからすでに70余年が経過しているが、今も寺院で訪問者を温かく迎えている。

スリランカ政府から菩提樹の贈呈

このように日本はスリランカやインド大菩提協会と深いきずなで結ばれている。この縁で、今回、スマトラ沖地震・津波被害に対する日本スリランカ協会の支援に対し、スリランカにおける最も貴重な樹である「ブッダゆかりの聖なる菩提樹」の分け樹がスリランカ政府から日本スリランカ協会に贈呈されたのである。そして、100余年前、スリランカで修業し、のち日本の偉大な仏教指導者になった釈宗演師を偲び、日本スリランカ協会は贈呈された菩提樹の植樹地として鎌倉の東慶寺を選定したということである。

スリランカ出身のアナーガリカ・ダルマパーラ、インド大菩提協会、初転法輪寺、日本、この深い因縁をみると、沖縄県民に対し2003年インド大菩提協会から門外不出の菩提樹が贈呈されたこともその因縁の延長線上といえよう。

DNA 鑑定書つきの菩提樹

日本スリランカ協会が2005年10月25日に発行した日本スリランカ協会報・速報版によると、スリランカでの菩提樹贈呈式は2005年9月17日にアヌラーダプラのスリーマハー菩提樹寺院で盛大に挙行され、ついで9月20日コ

ロンボの首相官邸でマヒンダ・ラージャパクサ首相から直接菩提樹の贈呈を受けたとのことである。持帰られた菩提樹は、前述したように鎌倉の東慶寺の庭に植えていただくことになり、贈呈式が同年10月23日、日本スリランカ協会会長（福田康夫首相）や駐日スリランカ大使列席のもと東慶寺で厳粛に挙行されている。

松ヶ岡に眠る先人たち

東慶寺の中央を山手にのびた通路をさらに進むと奥には小高い岡があり、その岡に釈宗演師および宗演の友人で弟子ともいわれた禅学者鈴木大拙や哲学者西田幾多郎、安宅産業の創設者安宅弥吉、実業家野村洋三の墓があり、さらにこれらの人達と交流があった哲学者和辻哲郎、岩波書店創業者岩波茂雄、作家野上弥生子夫妻、出光興産創業者出光佐三、元学習院院長安倍能成らが苔むした墓石の下で静かに眠っている（2008年5月記）。

参考文献

1. 井上禅定：釈宗演伝、禅文化研究所、2000年
2. 森清：大拙と幾多郎、朝日新聞社、1991年
3. 中村元監修、金漢益訳注：キリスト教か仏教か—歴史の証言—、山喜房佛書林、1995年
4. Maha Bodhi Society of India編：The Sacred Bodhi Tree in Sarnath “The Tree of Enlightenment” Dharmadoot 2000年
5. 野口復堂：這般死去せし「ダルマバラ」居士が始めて日本に入りし道筋、現代仏教、No.106、1933年
6. 高楠順次郎：ダンマパーラ居士の訃音、現代仏教、No.106、1933年
7. 小池賢博 真鍋俊照 溝渕茂樹 宮川洋一 編集・解説：野生司香雪 仏画の世界、信濃毎日新聞社 1987年

沖縄県医師会広報委員会内規

(昭和56年3月18日委員会承認)

1. 沖縄県医師会報の目的

会報は、会員に対する会務の動静並びに、医療関係情報の伝達手段であるばかりでなく、会務に対する会員の意見提言及び文化活動、学術研究発表の媒体ともなる重要な会誌である。

更に会報は、本会の地域医療対策、その他について県民及びマスコミ関係者に広く情報を伝達広報することを目的とする。

2. 編集方針

- 1) 会報は毎月発行とし、必要あるときは号外を発行する
- 2) 記事は医学及び医療に関する記事
- 3) 日医、県医、地区医及び関係団体の活動に関する記事
- 4) 会員親睦に関する記事
- 5) 諸告知、事務局記事
- 6) その他広報委員会で認めたもの

3. 編集規定

- 1) 会報の編集は広報委員会で行う
- 2) 委員には地区代表者をもってあて、担当理事が委員長となる
- 3) 原稿の採否は広報委員会が決定するが、次のものは掲載しない
 - (イ) 無署名のもの
 - (ロ) 長文過ぎるもの
 - (ハ) 判読し難いもの
 - (ニ) 著作権にかかわるもの
 - (ホ) 個人的攻撃や中傷にわたるもの
 - (ヘ) 個人のプライバシーや名誉にかかわるもの
 - (ト) 道徳・法律に抵触するもの
 - (チ) 紛争を招く恐れのあるもの
 - (リ) 表現が不穏当たるもの
 - (ヌ) 会員に周知を要しないもの
 - (ル) 他誌に掲載済みで特に必要性を認めないもの
 - (ヲ) 県医師会の方針に著しく反するもの
 - (ワ) 県医師会の品位にふさわしくないもの
 - (カ) その他前各号に順じ広報委員会が不相当と認めたもの

4. 広 告

広告は沖縄県医師会報の品位、及び体裁を損なわぬものとし、採否については広報委員会で審議のうえ決定する

5. この内規の改廃について広報委員会の議を得なければならない

6. この内規は昭和56年4月1日より施行する

お知らせ

肝炎インターフェロン治療医療費助成について

沖縄県では、平成20年4月からインターフェロン治療について、医療費の一部を公費で負担する肝炎治療特別促進事業を開始します。

この事業は、B型及びC型ウイルス性肝炎に対する早期治療のため、インターフェロン治療の医療費を助成し、肝炎患者の治療を促進することにより、将来の肝硬変や肝がんの予防、健康の保持を目的として行います。

① 対象となる医療

・B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロンの治療及びこの治療を行うために必要な医療で、保険適用となっている医療が対象となります。

※ インターフェロン製剤やペグインターフェロン製剤及びこれら製剤とリバビリン製剤の併用による治療を含みます。

※ 保険診療以外の費用やインターフェロン治療と関係のない治療は対象となりません。

② 対象者

・沖縄県に住所を有する方で、県の認定を受けた方。
 ・各医療保険に加入している方とその扶養家族の方。
 ・他の法令等の規定により、国又は地方公共団体から医療費の助成を受けている方や、本事業による助成を県及び他都道府県で一度受けた方は、対象となりません。

※ 他都道府県で受けた認定が有効期間内の方が沖縄県に転入された場合については、他都道府県で受けた認定の有効期間内に限り、引き続き沖縄県内でも助成を受けることができます。

③ 認定手続き

・認定を受けるには、お住まいの地域を管轄する**保健所**へ必要書類を添えて申請します。
 ・申請書類は、県において専門家による審査を行います。審査を経て認定されると「肝炎インターフェロン治療受給者証」が交付されます。（場合によっては、不認定となることもあります。）

④ 有効期間について

・有効期間は1年間です。更新はできません。

・原則として、有効期間の開始日は「申請書受理日の属する月」の初日となります。

※ 毎月月末頃まで受理された申請について、翌月の中旬頃に県の認定が行われ、認定の翌週以降に受給者証または不認定の通知が送付されます。また、診断書の内容等によっては判定保留となり、次の月に再審査となることがあります。

⑤ 自己負担限度額

・対象となる医療について、世帯の市町村民税（所得割）課税年額に応じて、下表の自己負担限度額を超えた医療費の額が助成されます。

・受給者証に記載されている額が、月ごとの自己負担の上限額であり、この額までは、医療機関、薬局の窓口で医療費を支払ってください。

区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	月額自己負担限度額
A	65,000円未満の場合	10,000円
B	65,000円以上235,000円未満の場合	30,000円
C	235,000円以上の場合	50,000円

申請手続き

医療費の助成を受けるには、必要書類をお住まいの住所を管轄する保健所へ申請し、認定を受ける必要があります。

① 申請に必要な書類

- (1) 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書 (様式第1号)
- (2) 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請に係る診断書 (様式第2号)
- (3) 対象の方の氏名が記載された被保険者証等の写し
- (4) 対象の方の世帯の全員について記載のある住民票 (住民票謄本)
- (5) 対象の方と同一世帯となっている方全員の市町村民税課税年額 (所得割) を証明する書類

② 受給者証の交付後の流れ

- ・認定を受けると、県から「肝炎インターフェロン治療受給者証」と「肝炎インターフェロン治療自己負担限度月額管理票」が交付されます。
- ・治療を受ける際は、必ず被保険者証等と併せ、「肝炎インターフェロン治療受給者証」及び「肝炎インターフェロン治療自己負担限度月額管理票」を医療機関・薬局の窓口にて提示してください。
対象となる医療について、窓口での負担が自己負担限度額(月額)までとなります。
- ・なお、助成を受けることができる医療機関は、県が指定する指定医療機関になります。また、受診する医療機関については、申請時に指定 (申請書に記載) していただくこととなります。

③ 受給者証交付までに支払った医療費の還付

- ・申請から受給者証が届くまでに一定期間がかかります。
 - ・認定となった場合は、受給者証の有効期間の開始日に遡り、自己負担限度額を超えた部分の医療費が還付されます。
 - ・口座振替にて還付します。
 - ・自己負担限度額を除き、高額療養費に該当する場合はその限度額までが還付の対象です。
- 詳しくは、保健所・県までお問い合わせ下さい。

その他 手続きが必要となる場合

氏名、住所、医療機関等変更が生じた場合は変更手続きが必要です。また、紛失等の場合には再交付の申請が必要になります。詳しくは必要書類等お住まいの住所を管轄する保健所へお問い合わせください。

お問い合わせ・受付窓口

※申請手続き等は住所地を管轄する保健所に申請して行います。

保健所名	電話番号	郵便番号	住所
北部福祉保健所	0980-52-5219	905-0017	名護市大中2-13-1
中部福祉保健所	098-938-9701	904-2155	沖縄市美原1-6-28
南部福祉保健所	098-889-6591	901-1104	南風原町字宮平212
中央保健所	098-854-1005	902-0076	那覇市与儀1-3-21
宮古福祉保健所	0980-72-2420	906-0007	宮古島市平良字東仲宗根476
八重山福祉保健所	0980-82-3240	906-0002	石垣市字真栄里438

沖縄県福祉保健部 健康増進課 結核感染症班 電話 098-866-2209

お知らせ

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正の概要及び留意点について

沖縄県衛生環境研究所所長 稲福 恭雄
 同 上 衛生科学班長 玉那覇康二

わが国では、感染症対策の中心的役割を果たすために「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法という。）が平成11年4月1日から施行されています。その後、平成14年に発生した新型肺炎（重症急性呼吸器症候群：SARS）等の流行防止に対応するため、感染症法の一部改正が行われました。さらに、平成18年12月8日に2度目の「感染症法」が改正され平成19年6月1日より施行されています。改正内容については、① 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、② 最近の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し、③ 結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施することの大きな3つの柱となっています。

今般の規制対象となる病原体等については、ヒトの病原性、生物テロとして使われる可能性、病原体の国際的な評価を勘案して、一種から四種に分類を行っています。病原体等の所持に係る安全管理を求めるとともに、生物テロ防止対策の強化を図るために、一種から三種病原体の所持については、厚生労働大臣の許可、届出等により所持することや施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守が求められています。（図1）（病原体等の管理規制、分類、詳細な基準についての情報は <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/03.html> で確認することができます。）

主に病院、診療所、病原体等の検査を行う機関等で臨床検体を取り扱い、業務に伴って病原体を同定した場合には、この時点で直ちに「所持」する者となるため、省令で定める一定の期間内に当該病原体等を滅菌または譲渡する必要があります。

感染症サーベイランスのためには、これら病原体等を滅菌されてしまうと、感染症対策に必要なデータが失われてしまう恐れがあるので、二種病原体の場合は所持許可のある施設に、三種、四種病原体等の場合にはいずれの施設にも、譲渡が可能のようにしています。なお、譲渡までの間も、当該病原体等の適正な保管は必要なことから、施設された保管庫への保管を義務づけています。

また、臨床検体から同定された病原体等を滅菌・譲渡を行うことなく使用される場合には、二種病原体等にあっては事前の許可、三種病原体等にあっては事後の届け出をした上で、施設基準、保管等の基準に適合した施設で所持することが必要となります。

さらに平成20年5月に感染症法が一部改正され、医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届出する基準の一部変更が示されています。また、新型インフルエンザの発生まん延が懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、発生した場合に備えて、まん延防止が迅速に図れるように入院、検疫等の措置の強化が図られています。

なお、詳しい内容については、沖縄県健康増進課及び保健所等お問い合わせください。

	一種病原体	二種病原体	三種病原体	四種病原体
感染症発生予防規程の作成	○	○	—	—
病原体等取扱主任者の選任	○	○	—	—
教育訓練	○	○	—	—
滅菌譲渡	○*	○*	○	○
記帳義務	○	○	○	—
施設の基準	○	○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出（公安委）	○	○	○	—
事故届	○	○	○	○
災害時の応急措置	○	○	○	○

図1.一～四種病原体等所持者と法律上の義務一覧表